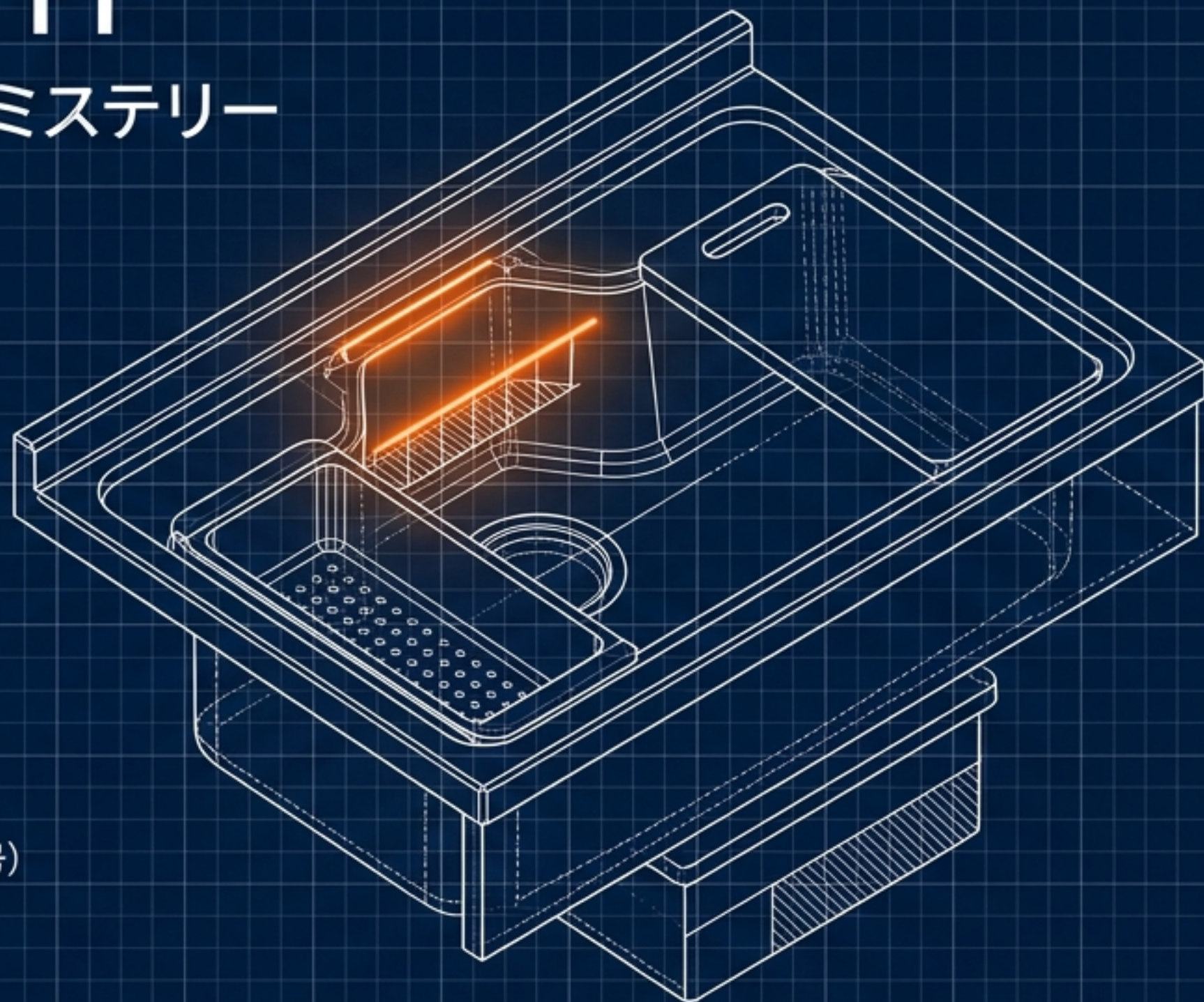


流し台のシンク事件

一語の解釈が三つの結論を生んだ特許ミステリー



[CASE NO.]

知財高判平成23年1月31日（平成22年（ネ）第10031号）

[PATENT NO.]

特許第3169870号

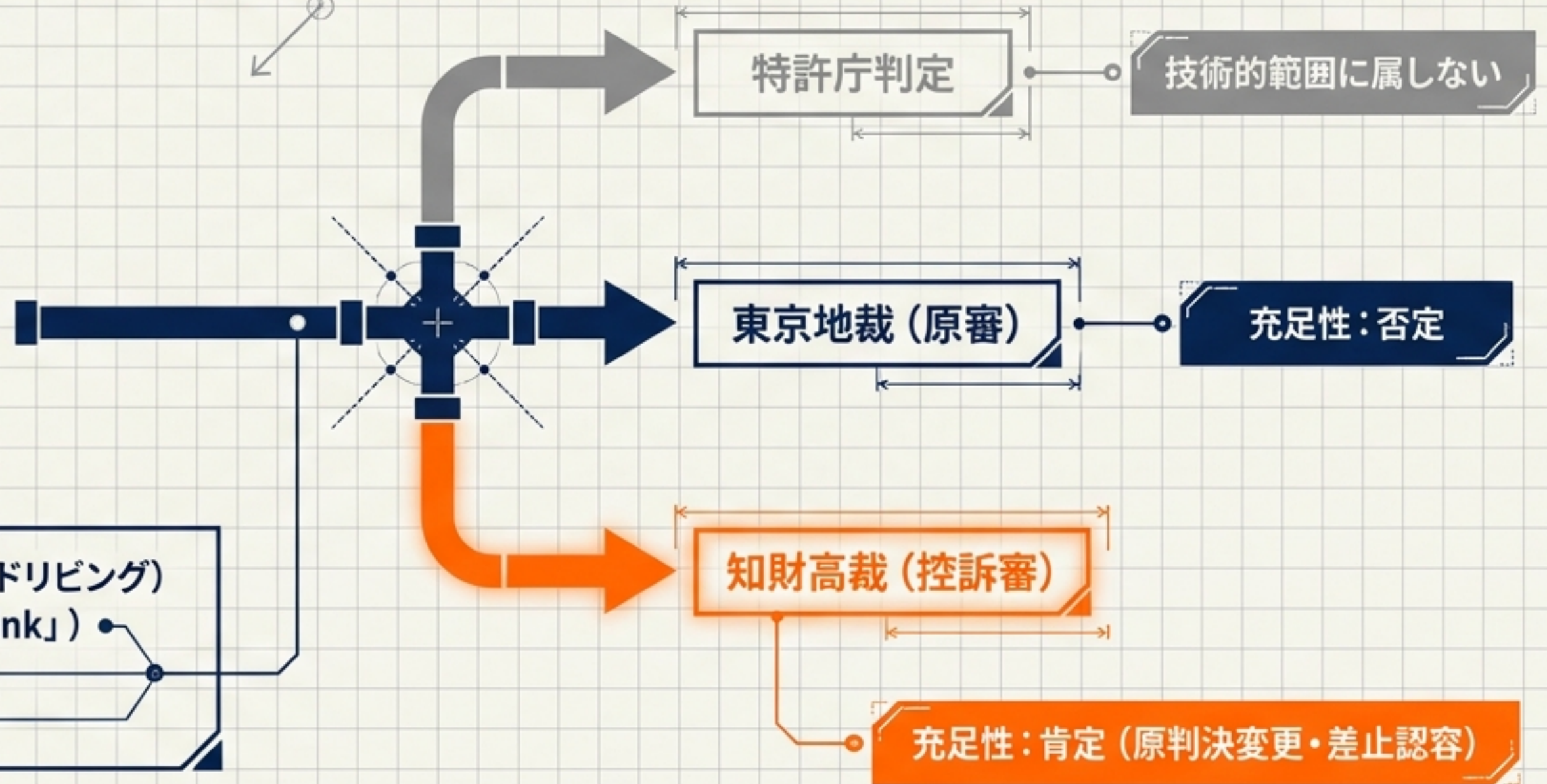
[ISSUE]

構成要件C1「傾斜面」の充足性

The Anomaly: 全く同じ事実関係に対し、
3つの専門機関が見事に異なる結論を導き
出した。



1つの特許 (原告: トーヨーキッチンアンドリビング)
1つの製品 (被告: 松岡製作所「3StepSink」)
1つの争点 (後方側壁面の「傾斜面」)
1つの争点 (後方側壁面の「傾斜面」)



A1

上側段部と中側段部

C1:【争点】後方側壁面

下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっていること。

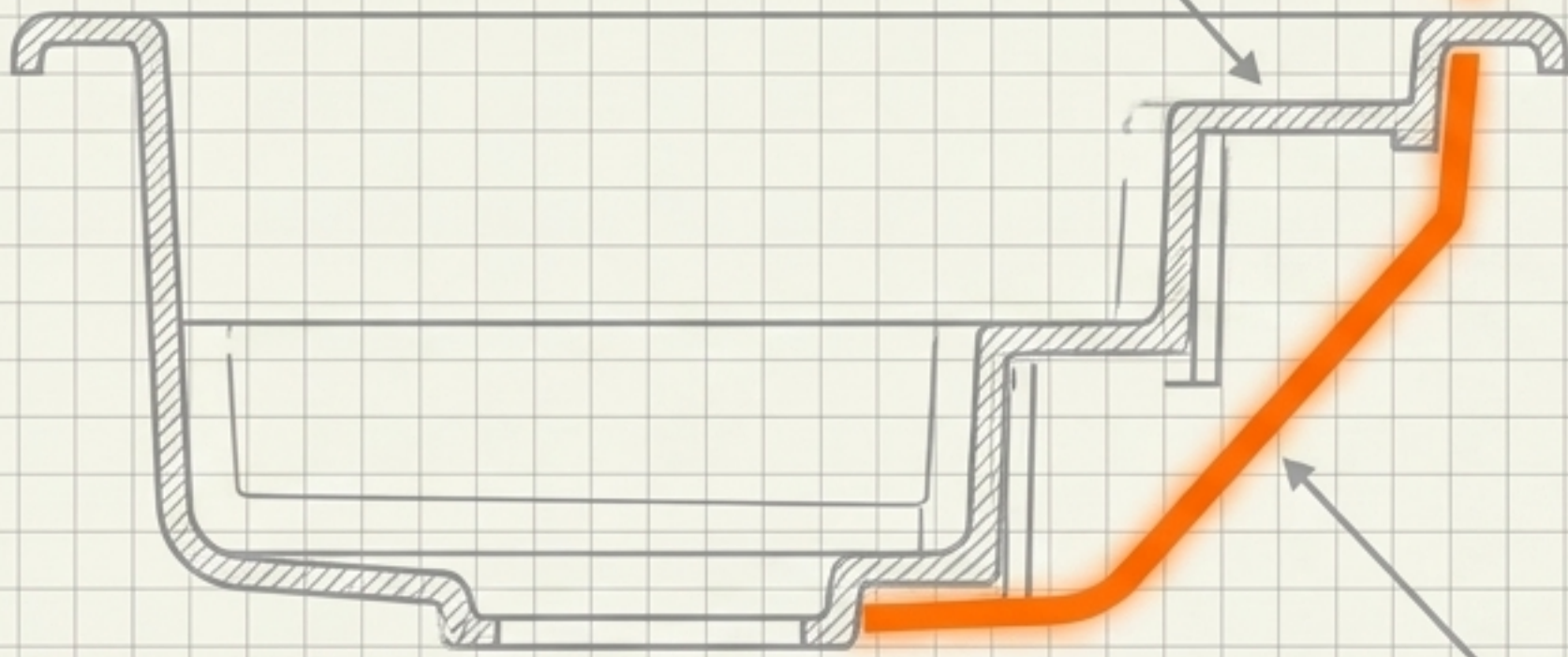
この「一語」にすべての帰趨が懸かった。

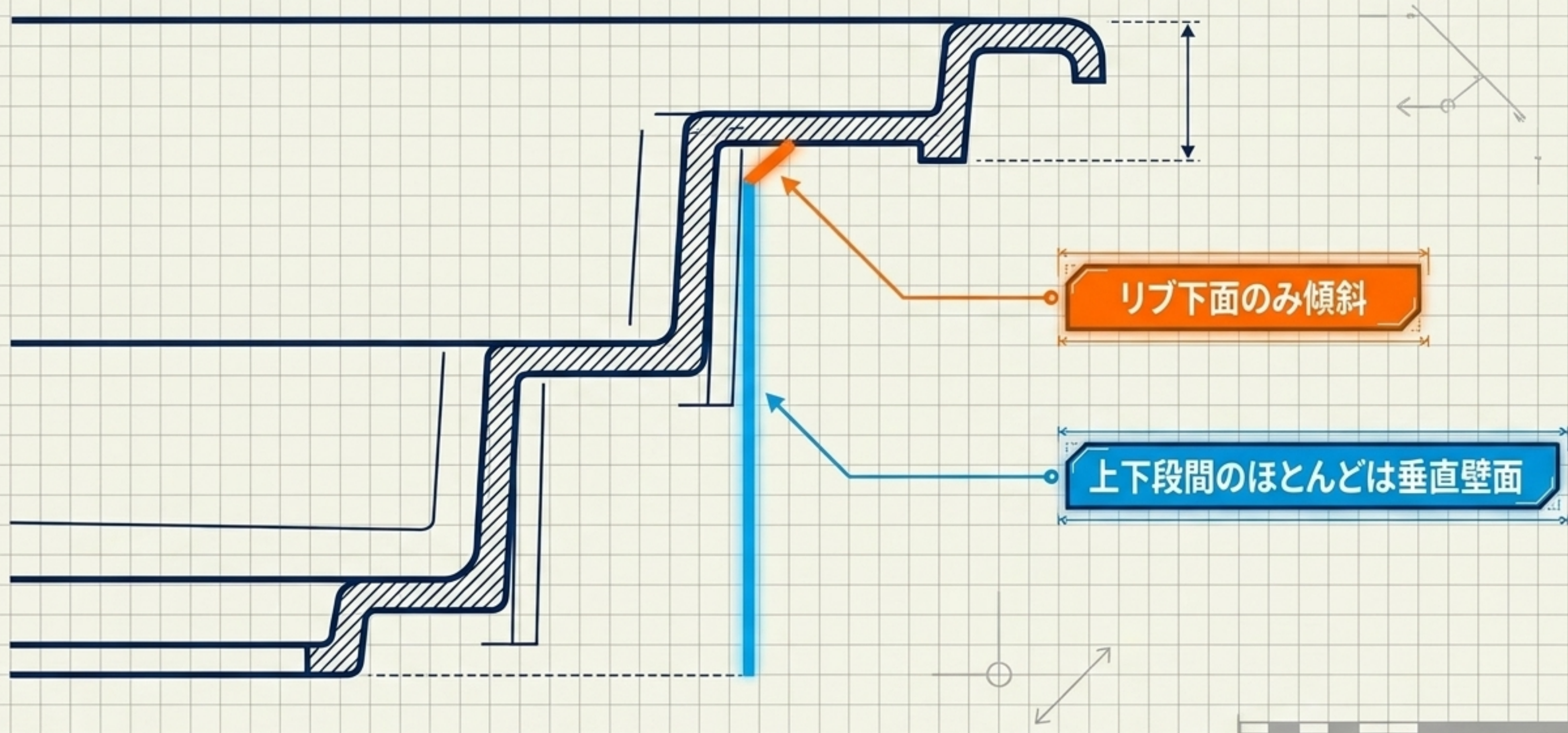
B1

前後間隔の同一化（同一プレート載置用）

D1

プレートのスライド機構





Core Question: この「ほとんどが垂直」の構造を、特許クレームの「傾斜面」と評価できるか？

The Timeline of Estoppel (禁反言のタイムライン)

Stage 1

当初の請求項 (Broad)

「同一プレートを載置できる」
という第1の思想のみ。

Stage 2

拒絶理由通知 (Block)

審査官が進歩性を否定
(特開平07-204113等)。

Stage 3

補正と意見書
(Narrowing)

回避のため「傾斜面」
構成 (第2の思想)
を追加。

意見書での主張：
「傾斜面により水の飛散を防ぎ易い」
(引用発明にない効果)

Insight Tag

The Tension: 進歩性確保のための追加要件は、通常、侵害訴訟では権利を狭める「足枷」となる。

The Divergent Lens (羅生門マトリクス)

判断主体	解釈のレンズ (着眼点)	結論
特許庁判定	空間全体を見たときの「主たる部分」	不充足 (主たる部分が鉛直面であるため)
東京地裁 (原審)	段落0018・意見書に基づく「水飛散防止・内部空間の形成」	不充足 (一定の面積を持つ内部空間を形成しない)
知財高裁 (控訴審)	「前後間隔の同一化」を容易にする機能	充足 (一部の傾斜でも前後間隔が同一になるため)

参酌の力点が「内部空間」「主たる部分」「前後間隔」と完全に分裂。
特許法70条2項に基づく明細書参酌の不安定性を如実に示す。

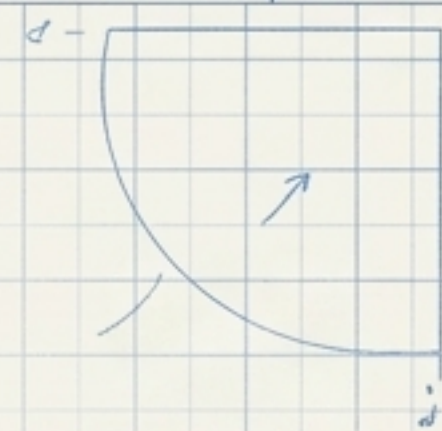
The High Court's Logic Tree (クレーム解釈の論理ツリー)



⚠ Expert Commentary

The Anomaly

課題から認定される発明の
意義は、通常クレームを「限
定」するために用いられる。
これを「拡張」の根拠とした
極めて特異な判断。



Logic 2: 変形実施例の威力

Generic (一般的な常套句)

例：ホワイトカード事件

「その他種々の変更が可能である」



拡張解釈の根拠とならず。

Specific (具体的な変形構成)

本件 明細書段落0027

「後方側壁面は上部傾斜面となっていなくとも、同一プレートを掛け渡せるよう奥方に延びるように形成されていればよく、その形状は任意である」

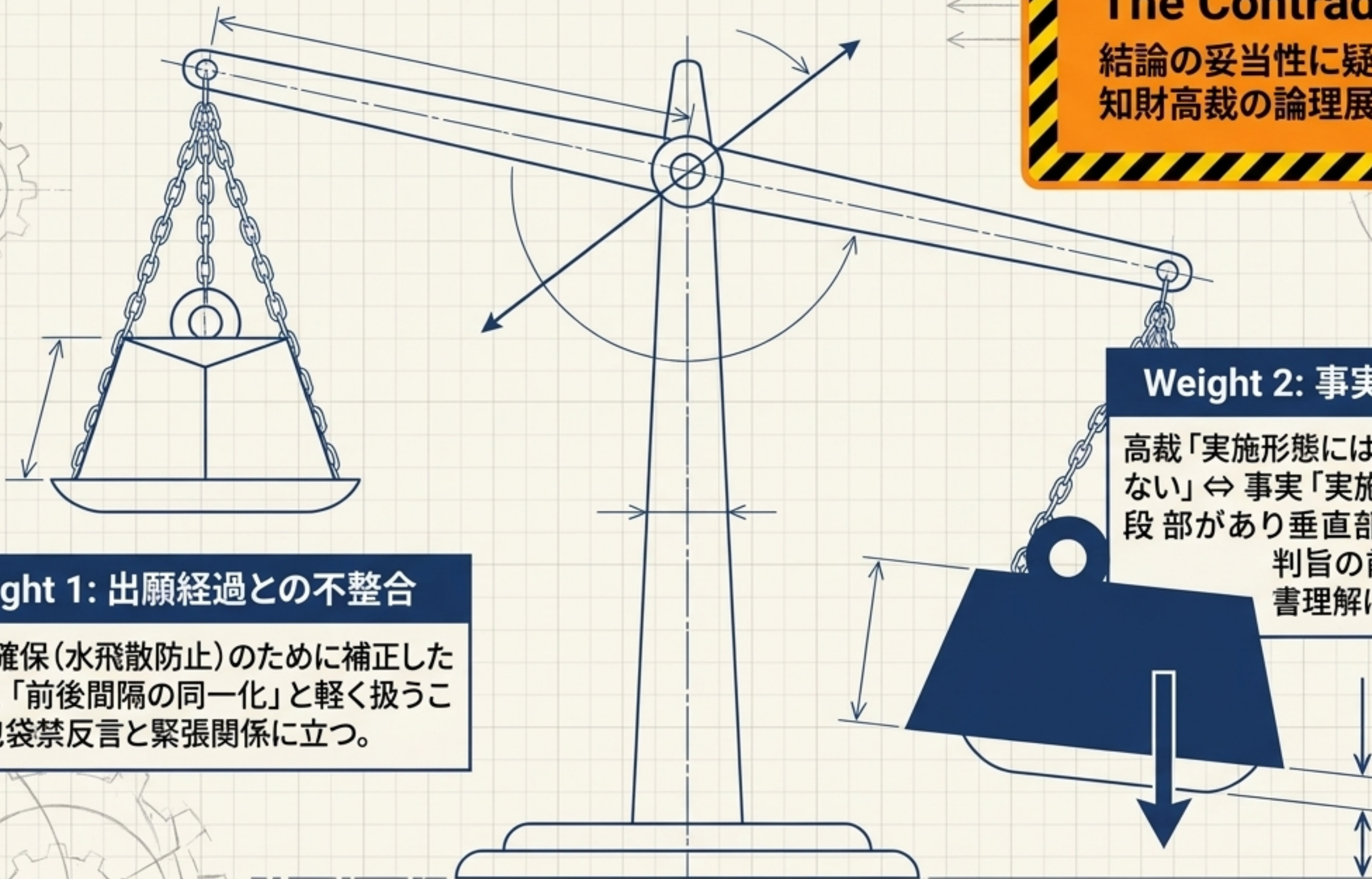


クレーム拡張の強力な武器として機能。

Takeaway: 変形実施例の「具体性」が権利範囲を救った。

The Contradiction: Weighing the Logic

The Contradiction
結論の妥当性に疑問を残す
知財高裁の論理展開。



Weight 1: 出願経過との不整合
進歩性確保(水飛散防止)のために補正した構成を、「前後間隔の同一化」と軽く扱うことは、包袋禁反言と緊張関係に立つ。

Weight 2: 事実認定の瑕疵
高裁「実施形態には垂直部は存在しない」⇔ 事実「実施形態には第2の段部があり垂直部が存在する」。
判旨の前提となる明細書理解に誤りの可能性。

The Phantom Damages (幻の2900万円) — 差止本位の訴訟戦略と、損害立証のハードルの高さを示す現実。

請求額：¥29,250,000
(特許法102条1項に基づく請求・39台主張)

認容額：¥18,000
(立証された本件侵害品1台分の損害)

販売台数も利益額も立証できず、損害賠償は棄却。

裁判所の推認：「原告は主として差止め・廃棄を求め、それが認容されれば目的を達成できると認識して訴訟を遂行していた」

三者（特許庁・地裁・高裁）の「見方」は、いずれも請求項の文言自体には現れていなかった。

解釈変動の真因は「クレームの沈黙」にある。

発明の本質にかかわる事項が、クレームに明記されておらず曖昧であったことが、解釈の分裂を生んだ主因である。

安定

権利解釈の安定性

揺らぐ

曖昧

記載の具体性

具体・明確

Ambiguous (曖昧)

本質を曖昧にする。解釈は揺らぐ(訴訟リスク高)が、高裁のような権利拡張の余地が残る。

トレードオフ (The Drafting Paradox)

Specific (明確)

本質をクレームに明記する。解釈は一本化され安定するが、権利範囲は不当に狭まるリスクが生じる。

実務家はこの緊張関係の中で、どこにドラフティングの着地点(Sweet Spot)を見出すべきか？



Playbook 1: 権利行使を見据えた中間処理マネジメント

出願・審査

侵害訴訟（権利行使）

☑ 限定構成の「位置づけ」を定義する

進歩性確保のために追加する構成要件が、将来の侵害論でどう解釈されるか（内部空間の限定か、機能の同一化か）を予測する。

☑ 意見書の主張をコントロールする

「水飛散防止」のような効果主張は、包袋禁反言として権利行使時の「足枷」になることを自覚する。

Think End-to-End

出願経過の形成は、特許査定を得るための作業ではない。将来の権利行使の土台作りである。

Playbook 2: 「変形実施例」を権利拡張の武器にする

Bad Practice / Don't

「本発明は実施の形態に限定されず、種々の変更が可能であり、形状は任意である。」



Result:

一般的な常套句は、裁判所において実質的な意味を持たない。

Best Practice / Do

「後方側壁面は上部傾斜面となっていなくとも、[目的・機能を満たす]ように形成されていればよく、その形状は任意である。」



Result:

包括記載は、具体的な変形態様・機能とセットで記載してはじめて、解釈の柔軟性を担保するセーフティネットとなる。

The Blueprint Paradox

「流し台のシンク事件」は、たった一語の解釈が特許の命運を分けることを証明した。

クレームドラフティングにおける完璧な「明確性」は幻想かもしれない。

しかし、出願段階からの緻密な戦略と、明細書に仕込む「具体的な変形実施例」こそが、予測不能な解釈の波を乗り越える実務家の最大の武器となる。

